

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（たばこ税）	
要望項目名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方たばこ税</p> <p>・ 特例措置の内容 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本21」及び「がん対策推進基本計画」等を踏まえ、喫煙率の減少のためにたばこ税の税率の引上げを要望する。</p>	
関係条文	<p>・ 地方税法第74条の5及び第468条</p>	
減収見込額	（初年度） — （平年度） — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 たばこ税の税率を引き上げることによって、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」及び「健康日本21」等で提唱されている喫煙率の減少に向けたたばこ対策の推進を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>○ 平成23年度与党税制改正大綱において、</p> <p>「たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げて行く必要があります。この方針にそって、平成22年度税制改正では、1本あたり3.5円の税率の引き上げを実施しました。平成24年度税制改正以降の税率引き上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。」と記された。</p> <p>○ 平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。</p> <p>○ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策の一層の取組が求められている。また、「健康日本21」において、たばこに関する目標が設定されていることや、「がん対策推進基本計画」においても、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引き続き、たばこ対策を強力に進める必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策目標 1 1) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (1 1-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること。
	政策の達成目標	喫煙率を減少させることで、たばこの健康に与える悪影響を低減させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成23年度与党税制改正大綱において、</p> <p>「たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げて行く必要があります。この方針にそって、平成22年度税制改正では、1本あたり3.5円の税率の引き上げを実施しました。平成24年度税制改正以降の税率引き上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。」と記された。</p>
ページ	13—3